

株 主 各 位

長野県塩尻市広丘野村959番地
株 式 会 社 サ ン コ ー
代表取締役社長 竹 村 潔

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 長野県松本市深志1-3-21
松本東急REIホテル（旧松本東急イン）
3階「クリスタルルーム」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第52期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の
件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sko.co.jp>）に掲載させていただきます。
- 議決権行使書面の議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、消費税引き上げに伴う個人消費の落ち込みが見られたものの、政府による各種経済対策や日銀による金融政策を背景に円安や株高が進行し輸出産業を中心に企業収益の改善が見られ、景気は回復基調で推移いたしました。

当社グループ（当社及び連結子会社）の経営状況は、主力製品である自動車関連製品は、当初心配された消費税引き上げ後の影響も比較的小さく、また、北米での好調を背景に国内メーカーからの新規受注や需要増により底堅く推移いたしました。住宅設備関連製品は今期新規品が量産に入り受注が大きく増加いたしました。事務機関連製品、デジタル家電関連製品はメーカーによる国内減産や海外調達化により厳しい受注環境となりました。

このような状況下、当社グループは、自動車関連製品や住宅設備関連製品のさらなる受注拡大、事務機、デジタル家電関連製品の受注継続を行うべく営業活動を強化し、盤石な経営基盤を築くため、引き続き技術力の再構築、新製品開発強化、生産性向上、原価低減に取り組むとともに海外拠点での受注強化に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は104億3千5百万円（前期比16.2%増）、営業損失6千9百万円（前期は営業損失2億7千6百万円）、経常利益2億2千6百万円（前期は経常損失1億1千9百万円）、当期純利益1億4千9百万円（前期は当期純損失4億9千5百万円）となりました。

当社グループの製品別概況は、次のとおりであります。

#### 【自動車関連製品】

電源・電装、安全関連、ナビゲーション等の車載電装品等の自動車関連製品の売上高は59億1千3百万円（前期比4.9%増）となりました。

### 【住宅設備関連製品】

電力会社向けスマートメーター等の住宅設備関連製品の売上高は16億1千3百万円（前期比313.1%増）となりました。

### 【事務機関連製品】

プリンタ・複写機等の事務機関連製品の売上高は11億7千2百万円（前期比6.8%減）となりました。

### 【デジタル家電関連製品】

デジタルカメラ・ビデオカメラ等のデジタル家電関連製品の売上高は8億6千9百万円（前期比13.2%減）となりました。

### 【その他の製品】

その他の製品としては電子部品関連製品、産業用機器関連製品が主なものであります。その他の製品の売上高は8億6千6百万円（前期比25.8%増）となりました。

## 事業の種類別売上状況

| 品 目              |            | 第 51 期<br>(平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) |       | 第 52 期<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) |       | 増減率<br>(△印減) |
|------------------|------------|-----------------------------------------|-------|-----------------------------------------|-------|--------------|
|                  |            | 金 額                                     | 構 成 比 | 金 額                                     | 構 成 比 |              |
|                  |            | 百万円                                     | %     | 百万円                                     | %     | %            |
| 精密部品製造及びユニット加工事業 | 自動車関連製品    | 5,637                                   | 62.8  | 5,913                                   | 56.7  | 4.9          |
|                  | 住宅設備関連製品   | 390                                     | 4.3   | 1,613                                   | 15.5  | 313.1        |
|                  | 事務機関連製品    | 1,258                                   | 14.0  | 1,172                                   | 11.2  | △6.8         |
|                  | デジタル家電関連製品 | 1,002                                   | 11.2  | 869                                     | 8.3   | △13.2        |
|                  | そ の 他      | 688                                     | 7.7   | 866                                     | 8.3   | 25.8         |
| 合 計              |            | 8,977                                   | 100.0 | 10,435                                  | 100.0 | 16.2         |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は6億2千5百万円であり、各工場の設備の更新及び合理化設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等の所要資金は、自己資金、リース及び借入金により充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 49 期<br>(平成24年3月期) | 第 50 期<br>(平成25年3月期) | 第 51 期<br>(平成26年3月期) | 第 52 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                 | 10,229               | 9,171                | 8,977                | 10,435                            |
| 当 期 純 利 益 (百万円)<br>(△は純損失) | △25                  | △0                   | △495                 | 149                               |
| 1株当たり当期純利益<br>(△は純損失) (円)  | △2.65                | △0.06                | △52.45               | 16.56                             |
| 総 資 産 (百万円)                | 15,412               | 15,149               | 14,549               | 16,146                            |
| 純 資 産 (百万円)                | 11,723               | 11,922               | 11,281               | 11,436                            |
| 1株当たり純資産額 (円)              | 1,230.06             | 1,251.12             | 1,219.33             | 1,266.94                          |

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 49 期<br>(平成24年3月期) | 第 50 期<br>(平成25年3月期) | 第 51 期<br>(平成26年3月期) | 第 52 期<br>(当 事 業 年 度)<br>(平成27年3月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                | 10,239               | 9,084                | 8,423                | 9,565                               |
| 当 期 純 利 益<br>(△は純損失)(百万円) | 56                   | 113                  | △323                 | 190                                 |
| 1株当たり当期純利益<br>(△は純損失)(円)  | 5.93                 | 11.94                | △34.31               | 21.05                               |
| 総 資 産(百万円)                | 15,498               | 15,149               | 14,662               | 15,961                              |
| 純 資 産(百万円)                | 11,824               | 12,015               | 11,563               | 11,670                              |
| 1株当たり純資産額(円)              | 1,240.58             | 1,260.84             | 1,249.84             | 1,292.88                            |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資本金         | 出資比率 | 事 業 内 容          |
|---------------------|-------------|------|------------------|
| THAI SANKO CO.,LTD. | 3億<br>タイパーツ | 100% | 精密部品製造及びユニット加工事業 |

## (4) 対処すべき課題

今後の経営環境は、円安傾向が継続することで生産の国内回帰など、回復基調へと変わってきております。このような経済環境下にあっても当社の主なお客様である自動車産業の現地調達化の方針は変わることがなく、部品の現地化がますます加速していきます。したがって量的な国内需要の減少は避けられません。このような環境の中で当社グループは技術力の再構築により国内内需品の受注強化、タイ王国での受注拡大の方針で成長、利益重視の経営で盤石な経営基盤を築いてまいります。

### ① 売り上げの拡大

自動車の電装製品、安全走行製品、メーター関連製品などさらに受注拡大を狙います。

その他、内需産業のスマートメーター、インフラ関連製品について受注活動を強化します。

## ② 収益力強化

工場では、自動化、省人化、材料歩留改善、工程内不良低減、内製化など、製品原価の見える化を推進し、製造原価低減や不採算製品の改善を継続的に推進させます。

## ③ グローバル化に対応

海外連結子会社THAI SANKO CO., LTD. は生産設備導入など生産体制を整え、受注増に対応します。タイ王国内の販売はデジタルカメラ関連製品、自動車のエアバッグや電装製品が主たる製品です。

## ④ 技術力強化

プラスチック事業の拡大を強力に進めていきます。プラスチック金型の内製化率を高め、インサートなどプレス部品との複合加工製品に競合会社との差別化を図ります。プレス事業では鍛造加工など新たな加工方法を取り入れ自動車産業の受注拡大を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

| 事業の種類別セグメントの名称   | 主な事業の内容                 |
|------------------|-------------------------|
| 精密部品製造及びユニット加工事業 | プレス金型、プレス製品の製造、販売       |
|                  | メカユニットの製造、販売            |
|                  | プラスチック金型、プラスチック製品の製造、販売 |
|                  | 省力化機器等の製造、販売            |

## (6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

### ① 当社の主要な営業所及び工場

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 本 社   | 長野県塩尻市                  |
| 営 業 所 | 愛知県安城市                  |
| 工 場   | 長野県（塩尻市、安曇野市）、福岡県（久留米市） |

### ② 子会社

|                      |      |
|----------------------|------|
| THAI SANKO CO., LTD. | タイ王国 |
|----------------------|------|

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数       | 前期末比増減     |
|------------|------------|
| 545 (36) 名 | 46名増 (2名増) |

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 324 (36) 名 | 9名減 (2名増) | 41.1歳 | 18.1年  |

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

該当する事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 24,192,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 10,066,872株 |
| ③ 株主数        | 1,299名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                                                                | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 田 村 商 事                                                      | 3,001千株 | 33.2%   |
| 田 村 正 則                                                              | 2,044   | 22.7    |
| 照 井 力 夫                                                              | 170     | 1.9     |
| 安 谷 屋 恵 正                                                            | 150     | 1.7     |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行                                                    | 140     | 1.6     |
| C B N Y - N A T I O N A L F I N A N C I A L<br>S E R V I C E S L L C | 110     | 1.2     |
| 中 西 豊 子                                                              | 107     | 1.2     |
| 富 澤 裕 司                                                              | 101     | 1.1     |
| 坂 本 龍 哉                                                              | 100     | 1.1     |
| 株 式 会 社 ヨ コ ヤ マ 精 工                                                  | 94      | 1.0     |

- (注) 1. 当社は、自己株式1,039,802株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）  
該当する事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当する事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                 |
|----------|---------|------------------------------|
| 代表取締役社長  | 竹 村 潔   |                              |
| 取締役会長    | 田 村 正 則 |                              |
| 取 締 役    | 高 山 博 康 | THAI SANKO CO., LTD. 代表取締役社長 |
| 取 締 役    | 赤 羽 啓   | 赤羽総合法律事務所代表                  |
| 取 締 役    | 秦 一 郎   | 秦一郎公認会計士・税理士事務所代表            |
| 常勤監査役    | 草 間 理   |                              |
| 監 査 役    | 平 林 亮 司 |                              |
| 監 査 役    | 母 袋 満 男 |                              |

- (注) 1. 取締役赤羽啓氏及び取締役秦一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役草間理氏及び監査役母袋満男氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役草間理氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役母袋満男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役秦一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏 名   | 異動前                    | 異動後     | 異動年月日      |
|-------|------------------------|---------|------------|
| 竹 村 潔 | 代表取締役社長<br>兼 営 業 本 部 長 | 代表取締役社長 | 平成26年11月7日 |

#### ② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分        | 支給人員      | 支給額                  |
|------------|-----------|----------------------|
| 取（うち社外）取締役 | 5名<br>(2) | 50,447千円<br>(11,700) |
| 監（うち社外）監査役 | 3<br>(2)  | 11,050<br>(9,620)    |
| 合 計        | 8         | 61,497               |

- (注) 1. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額6,580千円（取締役5名に対し5,730千円（うち社外取締役2名に対し900千円）、監査役3名に対し850千円（うち社外監査役2名に対し740千円））を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、昭和59年11月29日開催の第21期定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役赤羽啓氏は、赤羽総合法律事務所の代表を兼務しております。なお、当該法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
  - ・取締役秦一郎氏は、秦一郎公認会計士・税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当該公認会計士・税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出 席 状 況  |          |
|-------|---------|----------|----------|
|       |         | 取 締 役 会  | 監 査 役 会  |
| 社外取締役 | 赤 羽 啓   | 全13回中11回 | —        |
| 社外取締役 | 秦 一 郎   | 全13回中13回 | —        |
| 社外監査役 | 草 間 理   | 全13回中13回 | 全16回中16回 |
| 社外監査役 | 母 袋 満 男 | 全13回中12回 | 全16回中15回 |

なお、上記各社外取締役は出席した取締役会において、各社外監査役は出席した取締役会及び監査役会において、自らの経験に基づき意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役赤羽啓氏及び秦一郎氏並びに社外監査役母袋満男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称 優成監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成26年6月27日開催の第51期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任し、同株主総会において優成監査法人を会計監査人として選任しております。

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20,400千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,400千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、その後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人の解任または不再任に関する議案を提案し、報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月2日開催の取締役会において決議いたしました業務の適正を確保するための体制について、その内容を適宜見直した上で修正決議を行っており、現在の決議内容は以下の通りであります。

### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

イ. 企業倫理憲章を制定し全社員に周知することにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ. 各取締役は担当本部のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。取締役及び常勤監査役をメンバーとし、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。

ハ. 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合はすみやかに社長に報告する。従業員が直接社長に報告することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設ける。管轄の取締役はその内容を調査し事実を確認し、部門長と協議の上、問題解決と再発防止策を実行する。

ニ. その他、労働基準法、下請代金支払遅延等防止法等、予め法令に違反する恐れのある内容については、特に自主的に管理やチェック体制を強化する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存するようにし、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

リスク・コンプライアンス規程により、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化すると共に、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にと取締役会に報告する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）**

取締役会は全社の経営方針、経営目標を定め、担当取締役は各部門の運営方針及び具体的目標と予算を作成し、職務権限を明瞭に定め、実行する。決裁金額の大きいものは、稟議書承認により実行するものとする。また、取締役の職務執行状況及び予算達成状況は、月次の取締役会において報告させ、確認する。

⑤ **当該会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）**

イ. 当社の内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を統括部署及び責任者に報告し、統括部署は必要に応じて、指導、実施の支援・助言を行う。

ロ. 当社取締役、及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

ハ. 当社及び子会社における内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

ニ. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要かつ適切な内部統制を構築し、継続的にモニタリングするための体制を整備する。

⑥ **監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
監査役は、経営管理部門の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会、会計監査人、代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を設定する。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                   | 負 債 の 部                    |                   |
|----------------------|-------------------|----------------------------|-------------------|
| 科 目                  | 金 額               | 科 目                        | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>9,841,395</b>  | <b>流 動 負 債</b>             | <b>3,777,109</b>  |
| 現金及び預金               | 2,388,820         | 支払手形及び買掛金                  | 3,099,575         |
| 受取手形及び売掛金            | 3,669,933         | 短期借入金                      | 74,000            |
| 電子記録債権               | 267,663           | リース債務                      | 58,644            |
| 有価証券                 | 2,100,710         | 賞与引当金                      | 123,284           |
| 製 品                  | 232,043           | そ の 他                      | 421,605           |
| 仕 掛 品                | 686,453           | <b>固 定 負 債</b>             | <b>932,252</b>    |
| 原材料及び貯蔵品             | 351,818           | リース債務                      | 145,359           |
| 繰延税金資産               | 98,680            | 繰延税金負債                     | 91,778            |
| そ の 他                | 45,272            | 役員退職慰労引当金                  | 50,960            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>6,304,688</b>  | 退職給付に係る負債                  | 503,573           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>3,975,810</b>  | 資産除去債務                     | 126,080           |
| 建物及び構築物              | 1,704,712         | そ の 他                      | 14,500            |
| 機械装置及び運搬具            | 931,347           | <b>負 債 合 計</b>             | <b>4,709,362</b>  |
| 工具器具備品               | 185,111           | <b>純 資 産 の 部</b>           |                   |
| 土 地                  | 800,950           | <b>株 主 資 本</b>             | <b>11,070,484</b> |
| リース資産                | 240,966           | 資 本 金                      | 3,779,113         |
| 建設仮勘定                | 112,721           | 資 本 剰 余 金                  | 3,498,197         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>45,631</b>     | 利 益 剰 余 金                  | 4,175,595         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>2,283,246</b>  | 自 己 株 式                    | △382,422          |
| 投資有価証券               | 2,181,617         | <b>其 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>366,238</b>    |
| そ の 他                | 103,029           | その他有価証券評価差額金               | 191,169           |
| 貸倒引当金                | △1,400            | 為替換算調整勘定                   | 187,674           |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>16,146,084</b> | 退職給付に係る調整累計額               | △12,606           |
|                      |                   | <b>純 資 産 合 計</b>           | <b>11,436,722</b> |
|                      |                   | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>   | <b>16,146,084</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金       | 額          |
|-----------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                       |         | 10,435,976 |
| 売 上 原 価                     |         | 9,456,959  |
| 売 上 総 利 益                   |         | 979,017    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,048,576  |
| 営 業 損 失 ( △ )               |         | △69,559    |
| 営 業 外 収 益                   |         |            |
| 受 取 利 息                     | 33,343  |            |
| 受 取 配 当 金                   | 18,235  |            |
| 為 替 差 益                     | 113,216 |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 115,667 |            |
| 受 取 賃 貸 料                   | 18,000  |            |
| そ の 他                       | 11,588  | 310,050    |
| 営 業 外 費 用                   |         |            |
| 支 払 利 息                     | 7,510   |            |
| 賃 貸 費 用                     | 5,154   |            |
| そ の 他                       | 943     | 13,607     |
| 経 常 利 益                     |         | 226,883    |
| 特 別 利 益                     |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 4,936   | 4,936      |
| 特 別 損 失                     |         |            |
| そ の 他                       | 316     | 316        |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 231,502    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 50,225  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 31,326  | 81,551     |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 149,950    |
| 当 期 純 利 益                   |         | 149,950    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |          |            |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高               | 3,779,113 | 3,498,197 | 4,162,217 | △316,177 | 11,123,350 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |           |           | △62,558   |          | △62,558    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高   | 3,779,113 | 3,498,197 | 4,099,659 | △316,177 | 11,060,792 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |           |          |            |
| 剰余金の配当                  |           |           | △74,014   |          | △74,014    |
| 当 期 純 利 益               |           |           | 149,950   |          | 149,950    |
| 自己株式の取得                 |           |           |           | △66,244  | △66,244    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |           |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | 75,935    | △66,244  | 9,691      |
| 当 期 末 残 高               | 3,779,113 | 3,498,197 | 4,175,595 | △382,422 | 11,070,484 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                  |                   | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|-----------------------|--------------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当 期 首 残 高               | 71,345                | 97,297             | △10,956          | 157,686           | 11,281,037 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |                       |                    |                  |                   | △62,558    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高   | 71,345                | 97,297             | △10,956          | 157,686           | 11,218,478 |
| 当 期 変 動 額               |                       |                    |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                  |                       |                    |                  |                   | △74,014    |
| 当 期 純 利 益               |                       |                    |                  |                   | 149,950    |
| 自己株式の取得                 |                       |                    |                  |                   | △66,244    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 119,824               | 90,376             | △1,649           | 208,552           | 208,552    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 119,824               | 90,376             | △1,649           | 208,552           | 218,243    |
| 当 期 末 残 高               | 191,169               | 187,674            | △12,606          | 366,238           | 11,436,722 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………1社
- ・連結子会社の名称……………THAI SANKO CO., LTD.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数……………2社
- ・非連結子会社の名称……………SANKO TRADING USA, INC.  
THAI SANKO TRADING CO., LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称……………SANKO TRADING USA, INC.  
THAI SANKO TRADING CO., LTD.
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- ・その他有価証券
  - 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法)
  - 時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・製品（金型を除く）、仕掛品（金型を除く）及び原材料……………総平均法
- ・製品（金型）及び仕掛品（金型）……………個別法
- ・貯蔵品……………最終仕入原価法

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く) 当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。(但し、当社は平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。)  
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 7～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～17年 |

ロ. 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権については財務内容評価法によっております。

ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、会社内規に基づく連結会計年度末要支給相当額を計上しております。

## ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が62,558千円増加し、利益剰余金が62,558千円減少しております。また、当連結会計年度の営業損失、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

## 3. 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.83%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.06%となっております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は17,534千円減少し、法人税等調整額が26,871千円、その他有価証券評価差額金が9,336千円それぞれ増加しております。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 ……………10,773,909千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 10,066,872株       | 一株               | 一株               | 10,066,872株      |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 平成26年6月27日開催の第51期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 74百万円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月30日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会において次の通り付議いたします。

- ・配当金の総額 45百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月29日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、当面投資予定の無い余裕資金をリスクの少ない金融商品にのみ運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る得意先の信用リスクに関しましては、取引先ごとに残高管理を行うことでリスクの早期把握や軽減を図る等、リスク管理を徹底しております。

有価証券及び投資有価証券に係る発行体の信用リスク、金利リスク及び市場リスクは、「投融资管理規程」及び「余裕資金の運用方針」に定めて安全確実な運用をしております。また、四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金の流動性リスクに関しましては、そのほとんどが短期間で決済されるものであり、毎月の資金繰りを作成して管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。

|                  | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|------------------|--------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金       | 2,388,820          | 2,388,820   | —           |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 3,669,933          | 3,669,402   | △530        |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 4,267,437          | 4,267,437   | —           |
| (4) 支払手形及び買掛金    | 3,099,575          | 3,099,575   | —           |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

期間が短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金の一部は分割で回収されるため、売掛金の回収の期間に基づく区分ごとに、市場金利（TIBOR、SWAP）を参照し算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式14,889千円につきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,266円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円56銭    |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>9,403,629</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>3,505,870</b>  |
| 現金及び預金                 | 2,319,175         | 支払手形                     | 238,497           |
| 受取手形                   | 179,029           | 買掛金                      | 2,761,411         |
| 電子記録債権                 | 267,663           | リース債務                    | 1,653             |
| 売掛金                    | 3,294,028         | 未払金                      | 175,794           |
| 有価証券                   | 2,100,710         | 未払法人税等                   | 52,960            |
| 製品                     | 143,008           | 未払消費税等                   | 70,862            |
| 仕掛品                    | 670,251           | 未払費用                     | 41,879            |
| 原材料及び貯蔵品               | 290,898           | 前受金                      | 23,861            |
| 繰延税金資産                 | 98,680            | 預り金                      | 9,245             |
| 未収入金                   | 24,779            | 設備関係支払手形                 | 12,928            |
| その他                    | 15,403            | 賞与引当金                    | 116,000           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,557,545</b>  | その他の                     | 776               |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,669,828</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>784,396</b>    |
| 建物                     | 1,205,012         | リース債務                    | 4,821             |
| 構築物                    | 11,617            | 繰延税金負債                   | 100,523           |
| 機械及び装置                 | 644,953           | 退職給付引当金                  | 487,510           |
| 車両運搬具                  | 9,115             | 役員退職慰労引当金                | 50,960            |
| 工具器具備品                 | 57,482            | 資産除去債務                   | 126,080           |
| 土地                     | 659,240           | その他                      | 14,500            |
| リース資産                  | 3,083             | <b>負 債 合 計</b>           | <b>4,290,266</b>  |
| 建設仮勘定                  | 79,323            | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>40,434</b>     | <b>株 主 資 本</b>           | <b>11,479,738</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,847,282</b>  | 資本金                      | 3,779,113         |
| 投資有価証券                 | 2,167,327         | 資本剰余金                    | 3,498,197         |
| 関係会社株式                 | 832,531           | 資本準備金                    | 3,498,197         |
| 出資金                    | 1,090             | 利益剰余金                    | 4,584,849         |
| 関係会社長期貸付金              | 300,000           | 利益準備金                    | 225,662           |
| 関係会社長期未収入金             | 449,166           | その他利益剰余金                 | 4,359,187         |
| 長期前払費用                 | 4,178             | 特別償却準備金                  | 1,773             |
| 保険積立金                  | 86,937            | 圧縮記帳積立金                  | 108,775           |
| その他                    | 7,451             | 別途積立金                    | 4,000,000         |
| 貸倒引当金                  | △1,400            | 繰越利益剰余金                  | 248,639           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>15,961,174</b> | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△382,422</b>   |
|                        |                   | 評価・換算差額等                 | 191,169           |
|                        |                   | その他有価証券評価差額金             | 191,169           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>11,670,908</b> |
|                        |                   | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>15,961,174</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 9,565,137 |
| 売 上 原 価               |         | 8,568,507 |
| 売 上 総 利 益             |         | 996,629   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 931,218   |
| 営 業 利 益               |         | 65,410    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 45,205  |           |
| 受 取 配 当 金             | 18,235  |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 115,667 |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 18,000  |           |
| そ の 他                 | 10,972  | 208,079   |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 賃 貸 費 用               | 5,154   |           |
| そ の 他                 | 298     | 5,452     |
| 経 常 利 益               |         | 268,037   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 13,205  | 13,205    |
| 特 別 損 失               |         |           |
| そ の 他                 | 316     | 316       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 280,926   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 50,225  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 40,071  | 90,296    |
| 当 期 純 利 益             |         | 190,629   |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |                  |             |                                 |                                 |                  |           |                            | 自己株式     | 株主資本計<br>合 |
|-----------------------------|-----------|------------------|-------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------|-----------|----------------------------|----------|------------|
|                             | 資本金       | 資<br>利<br>余<br>金 | 利 益 剰 余 金   |                                 |                                 |                  |           |                            |          |            |
|                             |           |                  | 資<br>本<br>金 | 利<br>準<br>備<br>金                | そ の 他 利 益 剰 余 金                 |                  |           | 繰<br>越<br>利<br>益<br>余<br>金 |          |            |
|                             |           |                  |             | 特<br>別<br>償<br>却<br>準<br>備<br>金 | 圧<br>縮<br>記<br>帳<br>積<br>立<br>金 | 別<br>積<br>立<br>金 | 途<br>金    |                            |          |            |
| 当期首残高                       | 3,779,113 | 3,498,197        | 225,662     |                                 | 3,090                           | 104,085          | 4,000,000 | 197,954                    | △316,177 | 11,491,926 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額        |           |                  |             |                                 |                                 |                  |           | △62,558                    |          | △62,558    |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高       | 3,779,113 | 3,498,197        | 225,662     |                                 | 3,090                           | 104,085          | 4,000,000 | 135,396                    | △316,177 | 11,429,368 |
| 当期変動額                       |           |                  |             |                                 |                                 |                  |           |                            |          |            |
| 特別償却<br>準備金の積立              |           |                  |             |                                 | 79                              |                  |           | △79                        |          | -          |
| 特別償却<br>準備金の取崩              |           |                  |             |                                 | △1,397                          |                  |           | 1,397                      |          | -          |
| 圧縮記帳<br>積立金の積立              |           |                  |             |                                 |                                 | 5,308            |           | △5,308                     |          | -          |
| 圧縮記帳<br>積立金の取崩              |           |                  |             |                                 |                                 | △618             |           | 618                        |          | -          |
| 剰余金の配当                      |           |                  |             |                                 |                                 |                  |           | △74,014                    |          | △74,014    |
| 当期純利益                       |           |                  |             |                                 |                                 |                  |           | 190,629                    |          | 190,629    |
| 自己株式<br>の取得                 |           |                  |             |                                 |                                 |                  |           |                            | △66,244  | △66,244    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |           |                  |             |                                 |                                 |                  |           |                            |          |            |
| 当期変動額合計                     | -         | -                | -           | △1,317                          | 4,689                           | -                | 113,242   | △66,244                    |          | 50,370     |
| 当期末残高                       | 3,779,113 | 3,498,197        | 225,662     | 1,773                           | 108,775                         | 4,000,000        | 248,639   | △382,422                   |          | 11,479,738 |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純資産合計      |
|-----------------------------|------------------|------------------------|------------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
| 当期首残高                       | 71,345           | 71,345                 | 11,563,271 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額        |                  |                        | △62,558    |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高       | 71,345           | 71,345                 | 11,500,713 |
| 当期変動額                       |                  |                        |            |
| 特別償却<br>準備金の積立              |                  |                        | -          |
| 特別償却<br>準備金の取崩              |                  |                        | -          |
| 圧縮記帳<br>積立金の積立              |                  |                        | -          |
| 圧縮記帳<br>積立金の取崩              |                  |                        | -          |
| 剰余金の配当                      |                  |                        | △74,014    |
| 当期純利益                       |                  |                        | 190,629    |
| 自己株式<br>の取得                 |                  |                        | △66,244    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | 119,824          | 119,824                | 119,824    |
| 当期変動額合計                     | 119,824          | 119,824                | 170,195    |
| 当期末残高                       | 191,169          | 191,169                | 11,670,908 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
  - 時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法)
  - 時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 製品（金型を除く）、仕掛品（金型を除く）及び原材料……………総平均法
- ・ 製品（金型）及び仕掛品（金型）……………個別法
- ・ 貯蔵品……………最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ##### ① 有形固定資産
- (リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。主な耐用年数は次の通りです。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 7～50年 |
| 機械及び装置 | 8～17年 |

- ##### ② 無形固定資産
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ##### ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ##### ① 貸倒引当金
- 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権については財務内容評価法によっております。

- ##### ② 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額を計上しております。

- ##### ③ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用については発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）における定額法により処理しております。

- ##### ④ 役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支給に備えて、会社内規に基づく事業年度末要支給相当額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が62,558千円増加し、利益剰余金が62,558千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 ……………10,386,972千円

### (2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| THAI SANKO CO.,LTD. …………… | 74,000千円       |
|                           | (20,000千タイバーツ) |

上記の外貨建保証債務については、決算日の為替レートにより換算しています。

### (3) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

|              |          |
|--------------|----------|
| 短期金銭債権 …………… | 18,947千円 |
| 短期金銭債務 …………… | 18,299千円 |

## 4. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高 ……………       | 129,810千円 |
| その他の営業取引 ……………  | 14,455千円  |
| 営業取引以外の取引 …………… | 20,170千円  |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 815,037株    | 224,765株   | 一株         | 1,039,802株 |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得224千株及び単元未満株式の買取り765株による増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|          |            |
|----------|------------|
| 賞与引当金    | 38,082千円   |
| 退職給付引当金  | 156,295千円  |
| 減損損失     | 85,548千円   |
| 繰越欠損金    | 452,890千円  |
| その他      | 145,170千円  |
| 繰延税金資産小計 | 877,988千円  |
| 評価性引当額   | △736,811千円 |
| 繰延税金資産合計 | 141,176千円  |

(繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 圧縮記帳積立金      | 51,340千円  |
| 特別償却準備金      | 847千円     |
| その他有価証券評価差額金 | 90,218千円  |
| その他          | 612千円     |
| 繰延税金負債合計     | 143,019千円 |
| 繰延税金資産の純額    | △1,843千円  |

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.83%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.06%となっております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は17,534千円減少し、法人税等調整額が26,871千円、その他有価証券評価差額金が9,336千円それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 種類  | 会社名称                | 議決権等の所有割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引内容  | 取引金額(千円) | 科目                     | 期末残高(千円) |
|-----|---------------------|--------------|-----------|-------|----------|------------------------|----------|
| 子会社 | THAI SANKO CO.,LTD. | 所有<br>直接100% | 資金援助      | 資金の回収 | 55,000   | 関係会社<br>長期貸付金          | 300,000  |
|     |                     |              |           | 利息の受取 | 11,901   | 関係会社<br>長期未収入金         | 23,557   |
|     |                     |              | 製品販売      | 製品の販売 | 129,810  | 未収入金<br>関係会社<br>長期未収入金 | 322,778  |

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件は独立第三者間取引と同様な一般的な取引条件で行っています。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,292円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 21円05銭    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

株式会社サンコー  
取締役会 御中

### 優成監査法人

|             |       |         |   |
|-------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 本 間 洋 一 | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 宮 崎 哲   | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンコーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

株式会社サンコー  
取締役会 御中

#### 優成監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 本 間 洋 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 崎 哲 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンコーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および重要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんが、今後さらに、継続的な構築と運用の改善が重要であると考えます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年 5月22日

株 式 会 社 サ ン コ ー 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 草 間 理 ⑩  
(社外監査役)

監 査 役 平 林 亮 司 ⑩

監 査 役 母 袋 満 男 ⑩  
(社外監査役)

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益配分を最も重要な経営課題のひとつと考え、安定的に利益の還元を行うことを基本方針としております。このような方針に基づき、第52期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は45,135,350円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、平成6年6月29日開催の第31期定時株主総会の決議により監査役会を導入するなど、ガバナンスの強化を実施してまいりましたが、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）による監査等委員会設置会社の法制化に合わせて、取締役の業務執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性の向上を目的とし、国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、監査等委員会設置会社に移行し、更なるガバナンスの強化を図るものであります。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

さらに、上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の<br/>ほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内と<br/>する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任<br/>する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内<br/>に終了する事業年度のうち最終のものに<br/>関する定時株主総会の終結の時までとす<br/>る。</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の<br/>ほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li><u>2. 監査等委員会</u></li> <li>(削 除)</li> <li><u>3. 会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内と<br/>する。</p> <p><u>②前項の取締役のうち、監査等委員で<br/>ある取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任<br/>する。<u>ただし、監査等委員である取締役<br/>とそれ以外の取締役とを区別して選任す<br/>るものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>監査等委員である取締役以外の取<br/>締役の任期は、選任後1年以内に終了す<br/>る事業年度のうち最終のものに関する定<br/>時株主総会の終結の時までとする。監査<br/>等委員である取締役の任期は、選任後2<br/>年以内に終了する事業年度のうち最終の<br/>ものに関する定時株主総会の終結の時ま<br/>でとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。<br/>(新 設)</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)<br/>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>②増員又は補欠として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、在任する監査等委員である取締役以外の取締役の任期が満了する時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。<br/>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)<br/>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                       | 変 更 案                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <p>第5章 監査役及び監査役会<br/> <u>(監査役の員数)</u></p>                                                                                     | <p>(削 除)<br/> (削 除)</p> |
| <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>                                                                                                 |                         |
| <p><u>(監査役の選任)</u></p>                                                                                                        | <p>(削 除)</p>            |
| <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p>                                                                                                |                         |
| <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                                      |                         |
| <p><u>(監査役の任期)</u></p>                                                                                                        | <p>(削 除)</p>            |
| <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                             |                         |
| <p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                                                               |                         |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p>                                                                                                        | <p>(削 除)</p>            |
| <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                        |                         |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>                                                                                                     | <p>(削 除)</p>            |
| <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p>                                                 |                         |
| <p>②監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>                                                                           |                         |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p>                                                                                                        | <p>(削 除)</p>            |
| <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                      |                         |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>                                                                                                       | <p>(削 除)</p>            |
| <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                          |                         |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>                                                                                                      | <p>(削 除)</p>            |
| <p>第36条 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |                         |

| 現 行 定 款                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                        | <p>第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会)</p> <p>第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。<br/>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。<br/>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |
| <p>第6章 計 算<br/>第37条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第6章 計 算<br/>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社は、第52期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。</p> <p>第2条 当社は、第52期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>                                               |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、定款変更の効力が発生した時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | たけむら きよし<br>竹村 潔<br>(昭和32年4月13日生) | 昭和58年7月 当社入社<br>平成9年3月 当社岡谷工場長<br>平成11年3月 当社堀金工場長<br>平成14年1月 当社プレス事業部副事業部長兼堀金工場長<br>平成14年3月 当社プレス事業部副事業部長兼プレス営業本部長<br>平成14年6月 当社取締役プレス事業部副事業部長兼プレス営業本部長<br>平成14年10月 当社取締役プレス事業部副事業部長兼プレス営業本部長兼東京営業所長<br>平成15年3月 当社取締役九州事業部長兼西日本営業部長<br>平成17年1月 当社取締役九州事業部長兼九州営業部長<br>平成19年3月 当社取締役九州事業部長<br>平成19年10月 当社取締役プレス事業部長<br>平成21年6月 当社常務取締役プレス事業部長兼九州事業部長<br>平成22年3月 当社常務取締役九州事業部長兼福岡耳納工場長<br>平成22年12月 当社常務取締役生産本部長兼梓川工場長<br>平成22年12月 当社取締役生産本部副本部長(九州担当)<br>平成23年4月 当社代表取締役社長<br>平成23年4月 当社代表取締役社長兼生産本部長<br>平成23年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長<br>平成26年11月 当社代表取締役社長(現在に至る) | 5,000株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | たむらまさのり<br>田村正則<br>(昭和36年10月4日生)   | 平成7年5月 当社入社<br>当社東京営業所副所長<br>平成8年9月 当社企画室長<br>平成10年3月 当社企画室長兼総務人事部長<br>平成10年6月 当社取締役企画室長兼総務人事部長<br>平成12年3月 当社取締役総務人事部長<br>平成13年3月 当社取締役管理本部長<br>平成13年6月 当社専務取締役管理本部長<br>平成13年12月 当社代表取締役社長<br>平成22年12月 当社代表取締役社長兼開発本部長<br>平成22年12月 当社取締役<br>平成23年6月 当社取締役会長<br>(現在に至る) | 2,044,920株     |
| 3         | ひらいでじゅんいち<br>平出順一<br>(昭和36年1月11日生) | 昭和63年4月 当社入社<br>平成15年3月 当社堀金工場長<br>平成20年3月 当社安城営業所長<br>平成21年3月 当社福岡耳納工場長<br>平成22年3月 当社堀金工場長<br>平成24年6月 当社執行役員生産本部長<br>(現在に至る)                                                                                                                                          | 7,000株         |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 平出順一氏は、新任の取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | あか はね ひろみ<br>赤 羽 啓<br>(昭和32年3月15日生) | 昭和56年4月 全国共済農業協同組合連合会入会<br>平成4年4月 弁護士登録(長野県弁護士会)<br>平成6年4月 赤羽総合法律事務所開業<br>(現在に至る)<br>平成23年4月 当社取締役<br>(現在に至る)                                                                                                                                                                                 | 一株             |
| 2     | はた 一 ろう<br>秦 一 郎<br>(昭和32年7月9日生)    | 昭和56年4月 富士通株式会社入社<br>平成元年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社<br>平成6年10月 須貝信公認会計士・税理士事務所入所<br>平成13年4月 秦一郎公認会計士・税理士事務所開業<br>(現在に至る)<br>平成23年6月 当社取締役<br>(現在に至る)                                                                                                                                     | 一株             |
| 3     | くさ ま ただし<br>草 間 理<br>(昭和28年12月2日生)  | 昭和53年4月 株式会社八十二銀行 入行<br>平成3年5月 同行香港支店開設 支店長代理<br>平成12年2月 同行常田支店長<br>平成14年2月 同行県庁内副支店長<br>平成16年7月 同行下諏訪支店長<br>平成18年7月 財団法人八十二文化財団事務局長(出向)<br>平成21年5月 八十二信用保証株式会社参事役(出向)<br>平成22年3月 株式会社八十二銀行 退職<br>平成22年4月 八十二信用保証株式会社 入社参事役<br>平成23年9月 同社諏訪営業所長<br>平成25年6月 同社退社<br>平成25年6月 当社常勤監査役<br>(現在に至る) | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 赤羽啓氏、秦一郎氏及び草間理氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上記3氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1) 赤羽啓氏は、弁護士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣に対し、独立かつ客観的立場から、提言をいただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 秦一郎氏は、公認会計士としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣に対し、独立かつ客観的立場から、提言をいただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 草間理氏は、金融機関において培ってきた豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行等の監査に十分な役割を果たしていただけるものと考えているため、社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を遂行できるものと判断しております。
4. 赤羽啓氏及び秦一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって赤羽啓氏は4年2カ月、秦一郎氏は4年であります。
5. 当社は、赤羽啓氏及び秦一郎氏との間で会社法第427条第1項及び当社の現行定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。赤羽啓氏及び秦一郎氏の選任が原案どおり承認された場合には、赤羽啓氏及び秦一郎氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、草間理氏の選任が原案どおり承認された場合には、草間理氏との間で会社法第427条第1項及び第2号議案による変更後の当社定款第29条の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、秦一郎氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| なかの ちの ちの ちの 夫<br>(昭和27年1月18日生) | 昭和49年3月 当社入社<br>平成11年3月 当社本社工場長<br>平成14年3月 当社堀金工場長<br>平成15年3月 当社金型技術開発部長<br>平成18年3月 当社岡谷工場長<br>平成19年9月 当社退社<br>(現在に至る) | 一株             |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、中野辰夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項及び第2号議案による変更後の当社定款第29条の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成8年6月27日開催の第33期定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内と定めること、並びに各取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締

役を除く。)は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額25百万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決され定款変更が効力を生じた時をもって任期満了により退任されます取締役高山博康氏、並びに監査役草間理氏、平林亮司氏及び母袋満男氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員会の決議によることにご一任願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

| 氏名   | 略歴                  |
|------|---------------------|
| 高山博康 | 平成25年6月 当社取締役(現任)   |
| 草間理  | 平成25年6月 当社常勤監査役(現任) |
| 平林亮司 | 平成23年6月 当社監査役(現任)   |
| 母袋満男 | 平成23年6月 当社監査役(現任)   |

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

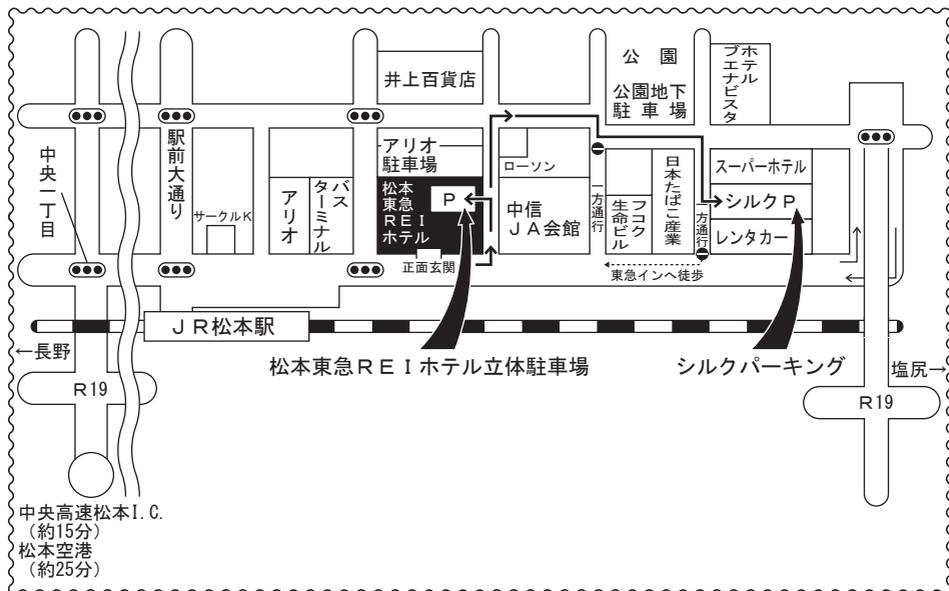
# 株主総会会場ご案内図

## 会 場

長野県松本市深志1-3-21

松本東急RE I ホテル（旧松本東急イン） 3階「クリスタルルーム」

Tel. 0263-36-0109



■全長5m・車高1.55m・車巾1.8m・重量1,700kg以内の車輛。左記サイズを超える車輛につきましては、松本東急イン契約駐車場（シルクパーキング）へのご案内となります。

〔交通〕 JR松本駅東口より 徒歩3分

長野自動車道松本ICより 車15分